

第6回 大東市人権擁護施策推進審議会 会議議事録

1. 開催日時 令和7年3月3日(月)
午前10時から11時20分まで

2. 開催場所 大東市立市民会館 会議室 204号

3. 出席者

審議会委員

- ・第1号委員(学識経験者) 石元 清英 委員(会長)
- ・第1号委員(学識経験者) 内田 龍史 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 松川 正義 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 西井 哲也 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 中井 和真 委員(欠席)
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 西林 徹 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 大田 千洋 委員(欠席)
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 萩原 清 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 久世 芳之 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 中井 克之 委員(欠席)
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 山本 光一 委員(欠席)
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 萩原 美紀 委員(欠席)
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 北井 孝典 委員(欠席)
- ・第3号委員(市長が必要と認める者) 川本 和弘 委員

事務局

- ・人権政策監 佐々木 由 美
- ・市民生活部人権室長 田 口 誠
- ・市民生活部人権室上席主査 池 谷 幸一郎
- ・市民生活部人権室主査 大 保 一 真
- ・市民生活部人権室係員 岩 本 大 樹
- ・市民生活部人権室係員 大 野 裕 子
- ・教育委員会事務局学校教育政策部指導・人権教育課主査 森 原 正 義

4. 案件

- ・議事(1)大東市の部落差別(同和問題)に関する市民意識調査最終案について
- (2)部落差別(同和問題)に関する人権教育・啓発冊子の最終案について
- (3)答申書案について

5. 配布資料

- ・会議次第
- ・委員名簿
- ・大東市人権擁護施策推進審議会規則
- ・答申書案
- ・人権教育・啓発冊子における意見書
- ・大東市部落差別（同和問題）に関する市民意識調査 結果報告書（最終案）
- ・大東市部落差別（同和問題）人権教育・啓発冊子（最終案）

6. その他 傍聴希望者 0名

発言要旨

1. 開会

2. 事務局あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 議事（敬称略）

議事進行は本審議会の規則第3条第1項の規定に基づきまして、会長よろしく申し上げます。

会 長：本審議会については、第1回の会議で「公開」と決定していますので市民の方々に傍聴していただくこととしますが、傍聴希望者なしのため、次第に沿って議事に入ります。議事（1）の大東市の部落差別（同和問題）に関する市民意識調査最終案について、事務局より説明願います。

事務局：「大東市の部落差別（同和問題）に関する市民意識調査」について改めて説明します。前回の第5回審議会において、報告書全体について説明させていただきましたので、今回は前回ご意見があった自由記述の部分の54～55ページについて説明します。54～55ページは、今回の意識調査における自由意見の回答です。今回の調査では自由意見の回答が全部で134件ありました。

まず、掲載している意見について、前回の審議会後、改めて意見内容を精査したところ、内容が重複しているものは、報告書から削除させていただきました。全体を内容に合わせて大きく7つに分類していましたが、今回の調査は部落差別（同和問題）に特化した調査であり、分類により分かりにくくなったり、重複しているものもあったことから分類そのものを削除させていただきました。主な修正箇所は以上です。

今回で最後になりますが、第6回審議会で出たご意見もすべて反映した上で、報告書として完成させる予定です。よろしく申し上げます。

会 長：ありがとうございました。ただいまの説明とそれ以外のところも含めて、報告書最終案について、ご意見ご質問ありましたらどうぞ。

委 員：今気になったところは、自由記述のところで、並びがどういう並びなのか、よく分からないので、並びに基準をもたせたほうがいいと思う。例えば年齢別で並べるとか。

会 長：このご指摘について、ご検討ください。ほかにご意見どうぞ。

委 員：分析などについて、数値の推移、専門的な相関係数など、私は初めてで分からないので、市民の方の理解についてどうなのか、こういうものなのですか。

委 員：学識有識者の専門表現、相関係数などは市民には厳しいかもしれません。相関係数というと、結びつきの強さのことですが、どうしますか。最初か最後にこういうものと説明した方がよいですか。

事務局：見慣れない言葉であり、読む人にとっては分かりづらいと思いますので、文中の最初か最後に注釈を記載するようにします。

会 長：私からは1点、55ページの自由記述の18～29歳女性というところで、「元々は全

国水平社が奈良の橿原にあった」という記述がありますが、橿原にあったわけでもなく、ここの表現をどうするか。

「他の他府県」という記述もあるが、「他府県」に見直した方よい。

他にご意見ないようでしたら、次の議事に移りますがよろしいでしょうか。事務局から説明よろしくお願いします。

事務局：2 番目の部落差別（同和問題）に関する人権教育・啓発冊子についてご説明します。まず、始めにご覧のとおり前回の表紙からデザインを大きく変更させていただきました。これについては、市民意識調査において、市民の皆様が部落差別（同和問題）について疑問に感じていることや知りたいことに重きを置いて作成したことからこのような表題にさせていただきました。なお、表紙のデザインにつきましては、本日ご欠席の審議会委員の委員にご協力いただきました。

次に全体の構成について、はじめにこの冊子を読むにあたり、幅広い層の方に読んでいただきたいことから、まず、1 ページ、2 ページでこの冊子の使い方、そして人権、部落差別という言葉そのものの意味について簡素な言葉で説明をします。そして、3 ページでは、本冊子において頻繁に出てくる、問題、地域、差別のそれぞれの呼び名、表記について説明します。

次に4 ページから11 ページにかけて、市民意識調査において、調査結果や自由記述において市民が疑問に思っていること、知りたいことについて全11 問のQ&A を記載しています。ここでの A については、詳細には記載しておらず、これだけは分かってもらいたいという内容のものにしています。そして A の最後に詳細について記載したページを示して飛べるようにしています。

次に12 ページでは、部落問題について詳細に記載しています。まず、部落問題そのものの定義を示し、部落問題がどのような差別として今もなお起きていることを記載しています。

次に13 ページでは、市民の同和地区に関するイメージについて、調査結果とともにイメージから生じる誤解、偏見について記載しています。

次に14 ページから20 ページにかけて、12 ページで記載した差別の詳細について市民意識調査の結果とともに記載しています。

次に21 ページでは、インターネットの普及に伴う部落問題の変化について記載しています。昨今、インターネット上における部落差別に関する書き込みや動画の投稿は増加の一途をたどっており、だれもがこういった書き込みや動画を閲覧する可能性があります。そのような状況となったときに重要なのが、情報リテラシーであり、教育であることから、23 ページまでトピックスとして取り上げ、詳細に記載しています。

次に 24 ページでは、いわゆる「寝た子をおこすな論」について記載し、知らないままであることによって発生した部落差別に関する事例を紹介しています。

次の 27 ページからは部落問題が日本社会の歴史的過程で形づくられた人権問題であることから、現代社会の部落問題のおこりとされる明治初期から、部落差別解消推進法の制定にいたるまでの部落問題に関わる歴史、それを学ぶ意義について、そしてトピックスとして部落差別解消に向けた地域の取組について記載しています。

次に33 ページから、第2章として部落差別の解決に向けた国の施策や教育・啓発の

意義、そして市で実施している事業、教育現場での取組について紹介し、38ページで市民がどのように考えていくべきかを記載しています。

次に39ページから40ページについては、本冊子が研修資料としても活用できるようにその一助として振り返り用のページとしました。41ページ以降については、参考資料の部分になります。

冊子の完成に向け、今回の審議会で出たご意見を反映していくのはもちろんなのですが、前回の審議会でお出した冊子の内容から全体を通して大きく変更をしているため、今日の審議会だけで意見が十分出ないこともあるかと思いますので、お手元にあります、意見書にて3月10日（月）までを締め切りとしてご意見をいただければと思います。説明は以上。

会 長：はい、どうもありがとうございました。前回の審議会で説明された啓発冊子の内容からだいぶ変わっていますので、事務局の説明にもありましたが、お手元の意見書で気づいた点など、出していただくために、意見書というのが配布されています。

年度内に完成予定なので、この場で指摘いただいたご意見と、後日提出いただく意見書と併せて反映させた最終完成版を作ります。

事務局：本審議会は今後開くことができませんので、意見書は3月10日までに事務局までご提出ください。

会 長：この冊子についてご意見ありますか。

委 員：先週暫定的に説明いただきましたが、大幅変更ということで、確認作業も1週間なくて、全部チェックすることができなかった。やっぱりスケジュール的にはかなりきつと思います。承認はしますが、スケジュールの管理は、もう少ししっかりとしていきたいと思います。

会 長：年度内ということで、逆算すると非常にタイトなスケジュールとなります。

冊子に関してご意見質問をどうぞお出してください。

委 員：この冊子を作る委員の皆さんがどういう気持ちで作ったのかを書く方がよいと思う。基本的には部落差別をなくすために、あなたにはどういう取組があるのかもあっていいと思います。解決とか書いてあるが何が解決かは分からない。差別を残したいのではなく、部落差別をなくしたい。

会 長：冊子の狙いというのをもっとはっきりと書いた方がいいということですか。

事務局：書くとするのであれば、はじめにの部分になるかと思います。

委 員：はじめにそれをもっていったらしんどくないか。

事務局：最後の部分が資料になっていますので、委員のご指摘のねらいを入れるとすれば、38ページ最後のまとめに書くか。あるいは、どういう思いでこの冊子を作ったのかを書くのであれば、はじめにのところになるかと思います。

委 員：読む方にとってはしんどくないか。

事務局：はじめにはみんな読むところですから、長々と書かず、工夫します。

委 員：基本的には抜本修正はできないスケジュールだと認識しています。その上で限られた時間、この最終案について今日の審議会で意見をできるだけ伝えられたらと思います。大東市の今回の部落差別の意識調査は、非常に意義のある取組だと認識しています。その結果、非常に厳しい市民の意識実態がみえてきたということが報告書に書かれて

います。会長や委員の報告書にも、細かく分析されてポイントが示されている点は、非常にこの調査の意義は大きいと思います。

2つ目の目標では、啓発冊子、調査結果を踏まえて、大東市らしさを出して、大東市の市民にどれだけ受け止めてもらえる内容にするかというねらいだと思います。

最初は、読み手の側に立って欲しいというのが私の印象です。委員さんも言われたように、続けて読んでもらえる内容か、手にとったときに、見てみよう、読んでみよう、先に進んでみようという気持ちになるのか、ちょっと心細い気がします。

文章の話をいただき、レイアウトについて、私は前回の審議会でも意見を言いましたが、見せ方はとても大事だと思います。だから見やすさ読みやすさ、この段階ですがさらに改善が必要だと思います。また中身の文章についても、分かりにくい部分があったり、難しかったり、文書の構成も少し分かりにくい。論理的でなかったり、表現がおかしかったり、具体性がなくてイメージしにくい、といった印象が全体的にしました。啓発冊子なので、特に分かりやすさが大事だと思います。

幅広い層に活用していただくというねらいだったと思います。例えば学校・教育機関・大学でも使えるような、幅広い層と言うことであれば、中学生レベルぐらいからというのがあったと思います。中学生には部分部分で非常に難しすぎるかなという気がします。

また市民の厳しい意識実態がみえてきたことをベースにして、啓発冊子を打ち出しているかどうか。十分反映されているとは思えませんでした。

次に細かい点についてですが、まず 2 ページ目のダイトンとはぴくるの正しく知ることとは大事だね、はぴくるの気付くことで未来が変わるよの吹き出しのところで、「気付く」は、「気づく」がよいと思います。次その下、部落問題ってなんだろうの 4 行目、家の出身は…の部分がよく分からない表現。家柄なのか、出身なのか。家柄や出身と思いますが、家の出身というのはよく分からない表現だと思います。

同じページの上から人権って何だろうの本文の 7 行目、第 2 段落の 1 行目、一番後ろに知らないうちに誰かの人権を傷つけたと、誰かを傷つけたり、とあります。人権を傷つけるという表現は分かりづらいです。

次は3ページ 2 行目、目指すはひらがなの方がよいと思います。3 行目、「冊子の中で用いる」では、「冊子」の前に「この」を入れて、「この冊子の中で用いる」がよい。次の下のチャートで、実体的差別の「体」は態度の「態」と思います。次に、その間にある相関に関係し、差別を再生産の「相関に関係し」は、「相関し」でよいと思います。

次に参考として、カッコ参考、部落差別の2つの側面が、これは一体何ですか。ホームページだと、例えば二重カッコをつけるとか、出典が何かよく分からないと思います。

4ページ、今度はダイトンの吹き出しで、4行目にそこから気付いた、は「気づいた」に。次は、ダイトンとはぴくるの掛け合いについて、大きくいうと、ダイトンのキャラクターをもう少し守ってあげる必要があると思います。前の審議会でも言われたように、ダイトンにこんなこと喋らせてよいのか、掛け合はよいが、改めて読んでみると、ダイトンにこのセリフを話させてしまうのは、大事な市のキャラクターなので、イメージが心配です。今日はそういう前提で、修正案を持ってきました。

Q1の「部落差別に対する差別意識はまだ残っているの?」、を例えば「部落差別っ

て今も残っているの?」と少し優しい軽易なセリフでいいかと思います。

時間の関係で、Aの回答について、こう変えたらよいというのは、今回用意できていませんが、Qの問の方だけ言わせていただきます。

Q2で、6ページの下、「家を買ったりするときに被差別部落かどうか調べてもいいの?」は、ダイトンの名誉にかけてかわいそうだと思います。「家を買ったりするときに被差別部落かどうか調べる人もいるって?」にするのかどうか。A(回答)は、今回の調査でも7%あったので、回答につなげるという形で。

Q3で、7ページ、「若い世代には差別意識がなくなっていると思うんだけど」は、若くない世代でも差別意識がなくなっていると思います。「若い世代ほど」にしたかどうか。「若い世代ほど差別意識がなくなっていると思うんだけど」で素朴な疑問になると思います。

A(回答)で、下から2行目、教育の重要性や正しい知識を持つことが求められる。教育の重要性が求められる、は変な日本語なので、教育が重要で、正しい知識を持つことは重要です、にしてはどうか。

次Q5は堅苦しい言い方ですが、代替案は思いつきませんでした。

Q6、「特別対策」って今でもあるの?に対してのA(回答)で、今はもう国の法律が23年も前になくなっているよ。の「今はもう」は取って、国の法律は23年も前になくなっているよ。でいけると思いました。

Q7、「優遇されていると聞いたことがあるんだけど本当」は今回の意識調査、市民の意識で本当に深刻な内容の一つだと思います。それをダイトンが、優遇されてるって聞いたことあるんだけどほんと、は名誉にかけて、「同和地区が優遇されているって本当?」とか、「同和地区が優遇されているってこういう考えの人がいるって本当?」や「同和地区が優遇されてるってこういうことがあるの?」こんな感じで言ってあげたら、ダイトンのキャラが守られると思います。

Q8、被差別部落と聞いてか関わらない方がいいと思うんだけど。これも強烈な内容をダイトンに語らせているので、「被差別部落に関わりたくない人もいるの?」はどうですか。

Q9、被差別部落と聞くとこわいというイメージがあるんだけど、これもダイトンの名誉にかけて、被差別部落って聞くとこわいというイメージを持つ人がいるって聞いたけど。の方が優しくなると思います。

以上、Q&Aの部分で、主にダイトンの立場を考えました。

会 長: 貴重なご指摘なので、細かい点は意見書で出していただいてもよいですか。

委 員: 多忙に付き、ここで意見を言わせていただきます。

会 長: どうぞ。

委 員: 次に第1章で、冊子の構成自体はいろいろと改善の必要があると思います。実はその限りがあるので、可能な範囲で、細かい語句で気になるところは、12 ページ真ん中あたり、「歴史的背景として」で始まる文章が、その下 3 行目のところで、就職や結婚生活における環境整備など様々な面で社会的不平等が続いていました。「就職や結婚が社会的不平等」というのがよく分からないと思うので、様々な面で社会的な差別や不平等、「差別や」を入れたらいいと思います。

次にその下の行で、現代では法的に身分差別は存在しないとされていますが部落問題は形を変えながら土地差別として続いています。後で出てきますが、言い切つてよいのかなと思いますので、土地差別として、は取った方がよいと思います。部落問題は形を変えながら続いています。

住居・不動産に関する差別という言い方も、聞いたことがないような表現なので、よく分からない。言葉としてどうなのか。13 ページは新しいページで未チェックです。

14 ページ部落問題は土地差別という言い切りが気になります。その下、住居不動産に関する差別もあまり聞かない言い回し。例えばここは土地に関わる差別、これら部落差別といいますが、土地に関わる差別としたら、もう少し理解しやすいと思います。後で就職に関わる差別とか結婚に関わる差別へ繋いで、土地に関わる差別、就職に関わる差別、結婚に関わる差別の3つを並べたらよいと思います。

同じくグラフの表題、市民意識調査での、「住居不動産に関する差別」に関するは、ずっと違和感があった。ここも「土地に関わる差別」にする。

15 ページでは、就職・採用に関する差別を就職・採用に関わる差別へ変更していただきたい。就職先に関して、部落問題は公正採用選考が大きな柱です。部落地名総鑑以降、就職差別こそが、最も懸念される差別問題と同対審答申でも言われている。そういう趣旨で公正採用選考関係を書いてから、書いてもらった方がよい。もちろんビジネス人権法もあるが、公正採用選考は全国的に積み重ねてきたものなので、特にお願いしたい。

特に下のチェックシートの、「無意識の偏見」というのは、コラム的にも言っていますが、よく分かりません。またタイトル下の日常生活や職場で、知らないうちに偏見や差別的な態度を取っていないか、その趣旨で5つセルフチェックリストになりますが、上から4つ目はありそうな、あってはならないと思いますが、一番下のチェックはよく分かりませんでした。日常生活や職場で、誰かがそういう差別的な発言や行動している場面で、見て見ぬふりをしたことありませんか、というのは、何が無意識の偏見に関わってくるのかよく分かりませんでした。

次にその下の一番下の行、差別のない職場作りの第一歩ということで、日常生活で職場でとなると、差別のない日常生活や職場にするか、職場作りは取ってしまうかにしないと職場作りだけになっている。

先ほど触れました「土地に関わる差別」という表題に合わせて、「結婚に関わる差別」、「就職・採用に関わる差別」にしたらいと思います。

P15「結婚」の文章で、「結婚は、人生の大切な選択肢の一つです。…貴重でかけがえのない経験」では、結婚しない選択肢もある。「しかし、今もなお出身や、家族の背景、そして偏見などから結婚に反対するケースが存在します」は分かりにくい文章。要するに下に出てくる親戚というシチュエーションの問に対して繋げたいからと思いますが、分かりにくい。

また4行目「下記のグラフは～、」は、その下に出てくる四角で囲んだ「問8～」と全く同じ文です。同じなら省いてもいいかと思います。

次は本人通知制度で、大東市もやっていること、20 ページは内容を聞いていますが、結構疑問に思った箇所があった気がします。

21 ページから今回のもう一つの大きな柱である「情報リテラシー」ですが、下のトピックスの中の「1. 情報リテラシーとは？」の2段落目の「現在の社会では、たくさんの情報が安易に入手できる」の「安易」を取ってもよいのでは。安易ではない人もいます。

次の「2. なぜ情報リテラシーの学び…」の一行目「インターネットや SNS の普及で情報があふれている時代であり、個人で「何時」を「いつ」にし、その下 4 行目、「これからの時代、仕事や勉強、趣味の拡大は、仲間作りなど日常生活上にも」の「に」は要らない。「に」を取って「日常生活上も」にする。次にその下、情報ツールの続きの「また情報化社会は…普及しています」のところで、情報化社会が普及するはおかしいですよ。ね。「社会」を取って、「情報化は…普及」がいいのでは。

次に、その下の、「悪意が無くても無意識でも」は言い方としては、「悪意が無くても無意識で」でいいと思います。

次にその真下の行で、「情報化社会をうまく活用して楽しむことが」の「楽しむことが」は要らない。細かい所ばかりで申し訳ないですがあと少しあります。

次は 25、26 ページで、トピックスの写真ですが、資料なので出典は例えばシンポジウムの資料とか写真提供とか明記が必要なのは。

次 27、28 ページ（出展）「開放…」を「解放」へ訂正すること、28 ページ「その4：戦争に敗戦して」は言い方がおかしいので、「敗戦後」にしてはどうか。以上です。

会 長：ありがとうございました。指摘箇所を訂正したいと思います。

6～11 ページまで、全部ダイトンが質問を投げかけて、はびくるが答えるというパターンとなっているので、ダイトンが何も分かっていないというキャラクターになってしまう。4 ページの見出で皆さんの疑問にお答えしますとあるので、ダイトンが言わなくてもよい。ここは市民からの質問にダイトンとはびくるがそれぞれ交互に答えていけばいいかと思います。ご指摘のように、何も知らないダイトンが、後でえらそうに言っているの、おかしく感じる市民がいるかと思う。

委 員：まだ意見あります。表紙を新しいデザインにいただきましたが、一番上部分に、同じタイトル「あなたの疑問に答えます」を表紙に2回入れるのはどうなのかと思いました。

事務局：デザインを考えた委員に聞いたところ、チラシをラック（棚）に配架したときに、重なって内容が見えにくい、上部分が見える形で作られたと聞いています。

会 長：この表紙の下サブタイトル「部落差別解消をめざして」は分かりにくいので、メインタイトルの上に置いた方がいいのでは。他にいかがですか。ご意見どんどん言っていただければありがたい。はい、どうぞ。

委 員：大東市は大変頑張られている。自治体でここまでよくまとまった冊子を作られているところはないと思います。この展開として、資料としてすぐくまとまっていると思いますが、委員からも指摘がありましたが、これを 1 人で読み切るのはなかなか大変なので、これを手がかりに、解説できる人を増やしていくことが基本的に必要だと思います。それは市の職員や教員、いかに部落差別をなくしていくかといったリーダーみたいな人たちに、この冊子をちゃんと理解していただいて、それをさらに解説していくようなもうワンステップないといつらいと思います。そこを工夫すれば、すぐく使える資料になるだろうなと感想として思いました。そう考えたときに、やや分かりにくい構成になっているので、皆さんの疑問にお答えします、ということをも多分一番見てもらいたいものとして、第1章になるの

かは分かりませんが、少なくとも11ページまでは絶対読んでねっということが分かるような形に、みんな見てもらえるようなものにしてほしい。さらに発展して知りたい、そこからより関心を持つ方は詳しくお読みくださいとなるような書き方にした方がよいと思います。使い方として2段階、3段階にできたらと思う。

委員よりご意見たくさん出していただきました。細かい点では、19、20ページあたりが、必要かと思いますが、大きなトピックとしておそらく土地に関わる差別と就職に関わる差別と結婚に関わる差別、この三つを置いておけば、もちろん19、20ページのようなこともあります。教育の場での差別に関していうと、授業で部落問題を扱うと特定の行動が注目されるとあるのも、どう評価すればいいのかすごく議論が分かれるところです。例えばどこの学校にも被差別部落にルーツのある子どもたちはいるはずなので、だからちゃんと言いつけるものはいないと。しっかり教えてくれるのが必要です、みたいなことが多分今求められていることだと思います。とにかく19、20ページは要るのか要らないのかと思うところがあったり、それも含めてどうすればなくせるか、多分全体に関わる話なのであえてここには必要ないかと思います。

Q&Aで特別措置が終わったよ、ということが書かれていますが、さらに詳しく知りたい人は、29ページのところで、期限切れのことが書かれていなくて、なぜだろうと思う。文字数の関係かもしれませんが、そこは正確に入れておいた方がいいと思います。もう終わりましたよというのは、強く市民の人に正確に理解していただくべきことなので、もう少し強調してもよいと思います。

もう一点、28ページ最後で、次官通達「同和教育」について出しました、というのだけだと何のことか分からない。これ以降部落差別をなくすための教育の取組がなされてきました、などの文言が必要だと思います。以上が気づいた点です。

会長：ありがとうございます。ぜひ読んでほしいところ、さらに詳しく知りたい人は、どこで伝えるのか、目次のところで色を付けたりするとかで対応できると思いますので、反映するようにします。他にどうでしょうか、どうぞ。

委員：もう一点思い出しました。

会長：はい、どうぞ。

委員：新しい32ページで、部落差別解消の地域の取組のところで、1.教科書の無償化、2.就職差別を防ぐ統一応募用紙の導入、3が生活保護男女間格差是正、これは弱い。繋がってるということで、僕は個人情報保護というのがあると思います。スペースがあるので、個人情報保護はぜひどうでしょうか。部落差別は出身であることが、個人情報で使われることから、今個人情報が大きな関心事として広がってるので貢献ができる。

会長：はいありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員：19ページの新しいページで、先ほど言われたように、身分差別があるのっていう、あの地域に住んでいるから、からかわれる、かなり深刻な問題です。2番目の授業で部落問題を扱うと、特定の子どもが注目される、本人もいづらい。僕らの世代はありました。3番目で、被差別部落出身だからと進学や就職をあきらめる雰囲気がありますか。そんな強くありますか。ここに書いたらミスリードになると思います。実際そういう人も多かもしれませんが、いわゆる大学進学は経済的にしんどいとか、進学や就職で、本当にあるのかという状況で、言い過ぎだと思います。

会 長：はい、ありがとうございます。

P19、20 のところのスタイルで、どんな差別がある、なぜ起こる、どうすればなくせるのか、これらはその前の、土地だとか就職結婚と全然スタイルが違います。統一した方が読みやすい。それを19、20ページの2ページにわたって載っていますが、これを1ページにまとめる方がよい。

委 員：8 ページのA(回答)6で、「特措法が切れて33年前」とあるが、今だと分かるが、5年過ぎたら、33年前ではなくなる。分かりにくい。

会 長：今日初めて見るページもあるので、またじっくりと目を通していただき、お手元の意見書に気づいた点を出していただくということによろしいか。

続いて次第の3になります。答申書案について事務局より説明願います。

事務局：答申書案について説明。

本審議会は、答申書案のとおり令和5年9月5日付で大東人権10869号にて諮問がありました。本審議会については、大東市人権行政基本方針で部落差別の同和問題解決についての審議会になっています。

今回第6回審議会を終えて、その後最終完成させて、会長に答申していただく流れになります。その答申書案として記載させていただいている内容のとおりです。

結果として部落差別問題は今までの課題であって、解決に当たっては教育啓発の取組を充実させることが重要であると、本審議会において、現在市民意識調査を実施した上で、市民が部落差別に関してどのような認識を持っているのかを知る必要がある。知らなければ教育啓発の取組の手法に関しては分からないので、調査させていただいた。

今回の調査結果から、市民に対して部落差別啓発の取組を充実させていくために、どんなことが必要なのか、現在の市民の疑問に感じることを、知っていただくことが肝要だということから、今回の啓発冊子という形でまとめさせていただきました。これを答申書として市民意識調査結果報告書と併せて提出するという流れで当初からとして持っていきたいと思います。

市民の皆様がこの冊子を見て分かるよう、まずはできるところから、市職員や教職員の人権意識の向上のための知識の向上するために活用し、それを踏まえてそれを説明できるように、市民や関係者への周知啓発にこれを使っていくようにまず知識を高めて、本冊子、本書を十分活用するという形で再度審議会として意見としてまとめた上で、冊子と合わせて答申書を提出したいと思っています。説明は以上。

会 長：はいありがとうございます。どうでしょうか、今後の答申の範囲について、今説明ありましたが、ご意見ありましたらどうぞ。

答申案の最後2行に提言みたいなものがついてますが、こういうスタイルでいいですか。

事務局：はい。前回、先生にお願いした、人権行政基本方針のときは相談・救済体制を充実させることが基本方針でしたので、提言という形で書かせていただいています。今回も作って終わりではなく、それをどう活用していくか、市としても答えをいただきたいと思いますので、こういう形で書かせていただいています。

会 長：3行目の「はじめに現在、」はおかしい。

事務局：訂正します。

会 長：はいよろしいでしょうか。読んで文章としてどうなのかということがありましたらどうぞ。
先ほど私が言ったのは、「調査した。」「提出する。」というので、最後だけ体言止めですが、このスタイルで、いいのか。

事務局：提言という形で書くために、この形で進めていますので、もう一度確認させていただき、表現的に問題があれば修正します。

会 長：よろしいでしょうか。それでは、一つ戻り、意見書を3月10日までに事務局まで提出よろしくお願いします。啓発冊子に関して、色々なご意見をいただきました。どうもありがとうございました。本日いただきましたご意見と、後日意見書で提出していただくご意見を踏まえて、事務局で市民意識調査の完成版および部落同和問題の人権教育啓発冊子の訂正に取りかかっていたいて、最終案および答申書の訂正につきましては、会長である私に、一任していただくということでよろしくお願いいたします。以上で本日の議題は終了いたしましたので進行を事務局に進行を返します。

事務局：進行が事務局に戻ってきましたが、事務局の方でもどうすべきか、1つだけ委員の皆さまに決めていただきたいことが残っていますので、最後をお願いいたします。啓発冊子の3ページ、地域の呼び名ですが、同和地区にするのか、被差別部落にするのか、これについて結論が出ていないと思いますので、この部分を決めさせていただきたいと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

会 長：啓発冊子の中では被差別部落で統一されており、そのまま被差別部落でいくのか、同和地区で行くのかを決めるということによいか。

事務局：造語は難しいと思いますが、他にもあればご提案いただきたい。

委 員：Q1でのダイトンのセリフは被差別部落に対する差別意識と書かれており、被差別部落の文言に差別されているという意味が含まれているのに差別意識と書かれていたので修正した。他は被差別部落でよいと思う。

会 長：では、被差別部落で統一するというでよろしいでしょうか。

事務局：そのようにさせていただきます。

会 長：事務局からメールでご意見について照会があるそうですので、よろしくお願いします。

本日は委員の皆さま貴重なご意見を色々ありがとうございました。以上で本日の議事は終了いたします。進行について事務局へ戻します。

事務局：会長ありがとうございました。

それでは、第6回大東市人権擁護施策推進審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

5. 事務連絡等

6. 閉会

(閉会)